

## 国家公安委員会における特定秘密・重要経済安保情報通報窓口について

国家公安委員会では、特定秘密及び重要経済安保情報に係る通報を受け付けています。

### 【 特定秘密に係る通報 】

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）」に基づき、国家公安委員会における特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合の通報。

※ 当窓口への通報者は、「取扱業務者等」に限られています。

○ 取扱業務者等

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は同法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者

### 【 重要経済安保情報に係る通報 】

「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和7年1月31日閣議決定）」に基づき、国家公安委員会における重要経済安保情報の指定及びその解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が重要経済安保情報保護活用法等に従って行われていないと思料する場合の通報。

※ 当窓口への通報者は、「取扱業務者等」に限られています。

○ 取扱業務者等

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は同法第4条第5項、第8条、第9条、第10条若しくは第18条第4項の規定により提供された重要経済安保情報について、当該提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知得した者

当窓口は次のとおりです。

○ 専用メールアドレス

tokuteihimitsu\_keizaianpo.npsc?npa.go.jp

※ 「？」を「@」に変えてください。

通報の際には、特定秘密（重要経済安保情報）指定管理簿に記述された特定秘密（重要経済安保情報）の概要や特定秘密（重要経済安保情報）が記録された文書の番号を用いるなどし、通報行為が特定秘密（重要経済安保情報）の漏洩に当たらないよう注意してください。

### 連絡をしていただいた方の保護

御連絡をしていただいた方の個人情報、御本人の同意がない限り、通報の処理に関与した職員以外に通知されることはありません。

また、御連絡をしていただいたことを理由に不利益な取扱いをした者に対しては、懲戒処分その他適切な措置をとることとしております。